

警察署における留置業務従事者等への教養の徹底について（通達）

宮本留第107号

平成16年3月30日

（概要）

当通達は、留置業務従事者に対して、留置業務に関する教養の徹底を図り、留置業務の適正な推進を図るため

- 教養責任者
- 教養実施体制
- 教養対象者

等について定めている。